#### 一般社団法人日本自立支援介護・パワーリハ学会

# 自立支援介護講師認定事業運営規程

### 第1条(目的)

一般社団法人日本自立支援介護・パワーリハ学会(以下「学会」という)は、会 則第3条第7項に基づき、自立支援介護講師認定試験(以下「認定試験」とい う)の事業を実施するため本規程を設ける。

## 第2条(認定試験)

自立支援介護講師認定を取得するには、認定試験を受験しなければならない。

- 2) 認定試験は原則年一回実施し、その告示は学会ホームページにて行う。
- 3) 認定試験要領は別に定め、受験者に周知する。
- 4) 受験料は別に定める。

## 第3条(認定試験審査)

認定試験を円滑に実施するため、学会内に認定試験審査会を設ける。

2) 審査会委員は若干名とし、学会の会員から適任と思われる者を選び、会長が委嘱する。

## 第4条(受験資格)

認定試験の受験資格は、学会会員のうち、法人会員・施設会員・個人会員 A のいずれかであり、かつ以下の要件のいずれかを満たしている者とする。

- 2) 自立支援介護を継続的に(概ね3年以上)実践している者。
- 3) 日本自立支援介護・パワーリハ学術大会で、自立支援介護における演題発表を行った経験がある者。
- 4) 「介護」専攻の大学院を修了もしくは修了見込みの者。

# 第5条(合否)

認定試験終了後速やかに認定試験審査会を開催し、合否について検討し、会長に報告する。

2) 認定審査会の検討結果を踏まえ、合否は、会長が決定する。

## 第6条 (認定証の発行)

学会は、合格者に対し、「自立支援介護講師認定証」(以下「認定証」)を交付する。

- 2) 認定証の発行日は、日本自立支援介護・パワーリハ学術大会の初日とする。
- 3) 認定証の有効期間は5年とし、更新を希望する際は、第7条に定める所定の要件 を満たさなければならない。

## 第7条 (更新制度)

学会が認定した自立支援介護講師に求められる必要な知識・技術等のレベルを保持するために更新制度を実施する。

- 2) 認定を受けた自立支援介護講師は、認定を受けてから5年を経る年度に、認定更 新の審査を受けなければならない。更新審査を受けない者は自立支援介護講師を 呼称することはできない。
- 3) 更新の申請期間は、更新年度の9月1日より、同年11月30日までの期間とする。
- 4) 認定更新をするためには認定を取得後5年間の間に、学会が指定した学術大会、研修会等に参加し、更新に必要な20ポイントを取得しなければならない。
- 5) 4) におけるポイントの合計のうち、日本自立支援介護・パワーリハ学術大会参加のポイントは12 ポイント以上とする。
- 6) 認定更新料については、5.000円とする。
- 7) 参加した学術大会等のポイント数の内訳は別途附則に標記する。

## 第8条(資格の喪失)

更新を行う者が学会の会員で無くなったときは、その時点において学会の認定は 喪失し、更新も行うことはできない。

2) 本学会に対し、公序良俗に反する行為があった認定者は、認定審査会の審議、そして会長の決定を経て資格の喪失の処分を行う。

### 第9条(その他)

本規程に定めのない事項は、都度学会で協議し、定める。

本規程は、令和4年8月12日より施行する。

# 附則

1) 更新ポイントの内訳は以下の通りとする。

参加した内容	ポイント
1) 学会からの依頼による座長、シンポジスト等	
・学術大会の座長・特別講演・シンポジスト等	8pt/回
・あんしん塾の座長・特別講演・シンポジスト等	4pt/回
2) 一般演題発表	
・学術大会での一般演題発表(筆頭者のみ)	6pt/回
・あんしん塾での一般演題発表 (筆頭者のみ)	3pt/回
3) 学術誌投稿(研究報告・原著論文)(筆頭者のみ)	8pt/回
4) 自立支援介護に関するセミナー参加	
・日本自立支援介護・パワーリハ学術大会	4pt/回
・あんしん塾全国大会	2pt/回
・その他、学会が主催する資質向上セミナー	2pt/回
5) 自立支援介護に関わる研修講師・助言者	
・自立支援介護 Web 研修会	2pt/回
・介護力向上講習会	2pt/回
・自立支援介護士養成セミナー	2pt/回
・あんしん塾	2pt/回

- 2) 第7条 (更新制度) については、令和4年度までに認定された自立支援介護講師にも適用する。
  - ②令和4年度までに認定された自立支援介護講師については、一律に令和9年度に 更新するものとする。なお、申請期間は令和9年9月1日より令和9年11月 30日までとする。
  - ③令和4年度までに認定された自立支援介護講師については、下記のセミナーは更新ポイントとして申請することを認める。
    - (1)令和3年10月17日に実施した認定試験時に開催したセミナー
    - (2)令和4年8月2日に開催した資質向上セミナー

※(1)、(2)共に2ポイント